## ዹ 貨物概要

コルク抜き、栓抜き、ナイフが一体となった折り畳み式のワインオープナ

サイズ: 持ち手部分 11cm、ナイフ部分 5.2cm (刃渡り約 4.4cm)、コルク抜き部分 5.7cm (作用部分約 4cm)、栓抜き部分 5cm (税関実測値)

材質:持ち手部分ーABS 樹脂、ナイフ部分ーステンレススチール、コルク 抜き・栓抜き部分一鉄

用途:ナイフ部分でボトルの口を被ったキャップシールを切り取った後、 栓抜き部分をコルクを抜く時のテコとして作用させ、コルク抜き部 分でコルクを抜く

## → 分類

関税率表第8205.51号(統計番号8205.51-000)の家庭用の手道具

## ዹ 分類理由

本品は、コルク抜き、栓抜き及びナイフが結合した物品で、主にワインのコルクを抜くための道具として使用するものです。本品は、異なる構成要素から作られた物品であることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)を適用します。

結合されたナイフは刃渡り 4.4cm と小さくコルク抜き及び栓抜きに対して付随的であり、本品に重要な特性を与えている構成要素は、主たる機能及び用途であるコルク抜き及び栓抜きと認められることから、関税率表第82.05項及び同表解説第82.05項の規定により、その他の手道具及び手工具(家庭用のもの)として上記のとおり分類されます。



**^ ^** 

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)